

津田塾大学 研究活動における行動規範

(前文)

津田塾大学は、別に定める「コンプライアンスの推進に関する基本方針」に則り、日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成 25 年 1 月)に準拠した、本学において研究活動に携わる者(以下「研究者」という。)ならびに研究費の管理・監査体制上の部署において研究活動の支援・管理に携わる者(以下「研究支援者」という。)が遵守すべき基本的な事項をまとめた「行動規範」を以下のとおり示す。

I. 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。

(研究者の姿勢)

- 2 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、高い倫理観に基づき、常に誠実に判断、行動する。また、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(説明と公開)

- 3 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を学術的な根拠に基づき公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚する。また、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

- 4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて評価を得るとともにその研究内容・結果に責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(公正な研究活動の徹底)

- 5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織

の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。他者の不正行為に関する苦情および相談を受けた場合、または不正行為に気づいた場合は、すみやかに本学の諸規定に従って手続きを行う。

(研究対象などへの配慮)

- 6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。研究者が、個人の情報の提供を受けて研究を行う場合には、研究への協力者に対してその目的・取り扱いについて充分かつ明解に説明し、同意を得る。また、実験等を行う場合については、真摯な態度でこれを扱う。

(環境・安全への配慮)

- 7 研究者は、研究の過程において、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、法令や規程ならびに学会等の指針等を遵守する。

(他者との関係)

- 8 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

III. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 9 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則ならびに本学の諸規則を遵守する。

(研究費の取り扱い)

- 10 研究者は、研究成果には広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。その上で、研究費等が国民の税金、企業等からの助成金、寄付金、学生生徒等納付金等を原資とするものであることを常に認識し、細心の注意をもって、適切かつ効率的に研究費等を使用する。

(差別の排除)

- 11 研究者は、研究・教育・学会活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(ハラスメントの排除)

- 12 研究者は、その立場を利用して、指示・指導を受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行わない。

(利益相反)

- 13 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

IV. 研究支援者の責務

(研究支援者の基本的責任)

- 1 4 研究支援者は、関係法令や学内諸規定を遵守し、高い倫理観に基づき、誠実に研究活動の支援・管理を行う。

(研究支援者の姿勢)

- 1 5 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しない。不正行為に関する苦情および相談を受けた場合、または不正行為に気づいた場合は、すみやかに本学の諸規定に従って手続きを行う。

(不正の防止)

- 1 6 研究支援者は、研究費等の不正および不適切な使用を未然に防ぐために、透明性のある管理・監査体制を整備し、適切な執行管理に努める。また、研究活動の不正を未然に防ぐために、研究者の研究倫理意識を高揚するために必要な啓発・教育の計画を策定し、実施する。

以 上

2016年1月20日
津田塾大学学長 決定